

平成25年8月21日策定

平成26年4月1日改訂

令和3年4月5日改訂

## 福山市立福山中・高等学校いじめ防止委員会設置要項

### 1 目的

いじめの防止等について、校長が別に定めた「福山市立福山中・高等学校いじめの防止等に係る基本方針」に基づき、いじめの未然防止、早期発見・早期対応及び再発防止を図り、生徒が安心して学べる学校づくりを推進する。

### 2 構成員

委員長を校長とし、副委員長を中・高教頭及び事務長とする。

中高生徒指導主事、中高養護教諭、各学年主任を委員とする。

校長は、必要に応じて本校の教職員及び心理等の専門家やその他の関係者を本委員会に加えることができる。

### 3 会議

校長は、本委員会を主宰し、会議を招集する。

### 4 いじめ防止委員会の役割

- (1) 基本方針に基づく取組の実施に係る年間計画を作成し、その実施について統括する。
- (2) 年間計画について検証し、必要があれば修正する。
- (3) いじめに関する生徒及び保護者の相談体制を整える。
- (4) いじめの疑いに関する情報や生徒のいじめに関する問題行動などに係る情報を収集及び記録し、その情報の共有を統括する。
- (5) いじめの疑いに関する情報があった時には、次の4点を行う。
  - ア 教職員間でいじめの情報を迅速に共有する。
  - イ 関係生徒に事実関係の聴取をする。
  - ウ 指導や支援の体制・対応方針について検討する。
  - エ 保護者連携を行い、その対応を統括する。
- (6) 重大事態が発生した場合、この委員会が中核となってプロジェクトチームを編成する。
- (7) 重大事態が発生した場合は、市教育委員会と連携し、調査を行う。
- (8) その他、いじめの防止等に係る組織的な取組みを行う。

### 5 その他

この要項に定めるもののほか、いじめの防止等について必要な事項は校長が定める。

# 福山市立福山中・高等学校いじめの防止等に係る基本方針

平成26年4月1日策定

令和3年4月1日改定

## 1 いじめ防止基本方針の策定

この基本方針は、いじめ防止対策推進法（以下、「法」という。）に基づき本校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対応（以下、「いじめの防止等」という。）についての基本的な考え方や具体的な対応等について定めるとともに、それらを実施するための体制について定める。

## 2 いじめの定義

本基本方針におけるいじめについて、法第2条を踏まえ、次の通り定義する。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

具体的ないじめの態様には、次のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

## 3 いじめの防止等に係る基本的な考え方

いじめの問題に取り組むにあたっては、本校の生徒実態や生徒指導上の課題について確認し、組織的かつ計画的にいじめのない学校を構築するため、本校教職員および関係者の認識の共有と徹底を図る。

### （1）いじめの問題への認識

ア いじめは、人間として絶対に許されない行為であり、生徒の心身に深刻な影響を及ぼし、生命をも奪いかねない人権にかかわる重大な問題である。

イ いじめは、全ての生徒に関係する問題である。

### （2）いじめの問題への指導方針

ア いじめは絶対に許されないとの毅然とした態度で、いじめられている生徒の立場に立って指導する。

イ 全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分理解できるように指導する。

ウ いじめの問題への対応は、教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題であり、生徒一人一人の個性に応じた指導の徹底や生徒自らいじめをなくそうとする態度を身につけるなど望ましい集団づくりとあわせて指導する。

(3) いじめの問題への対応

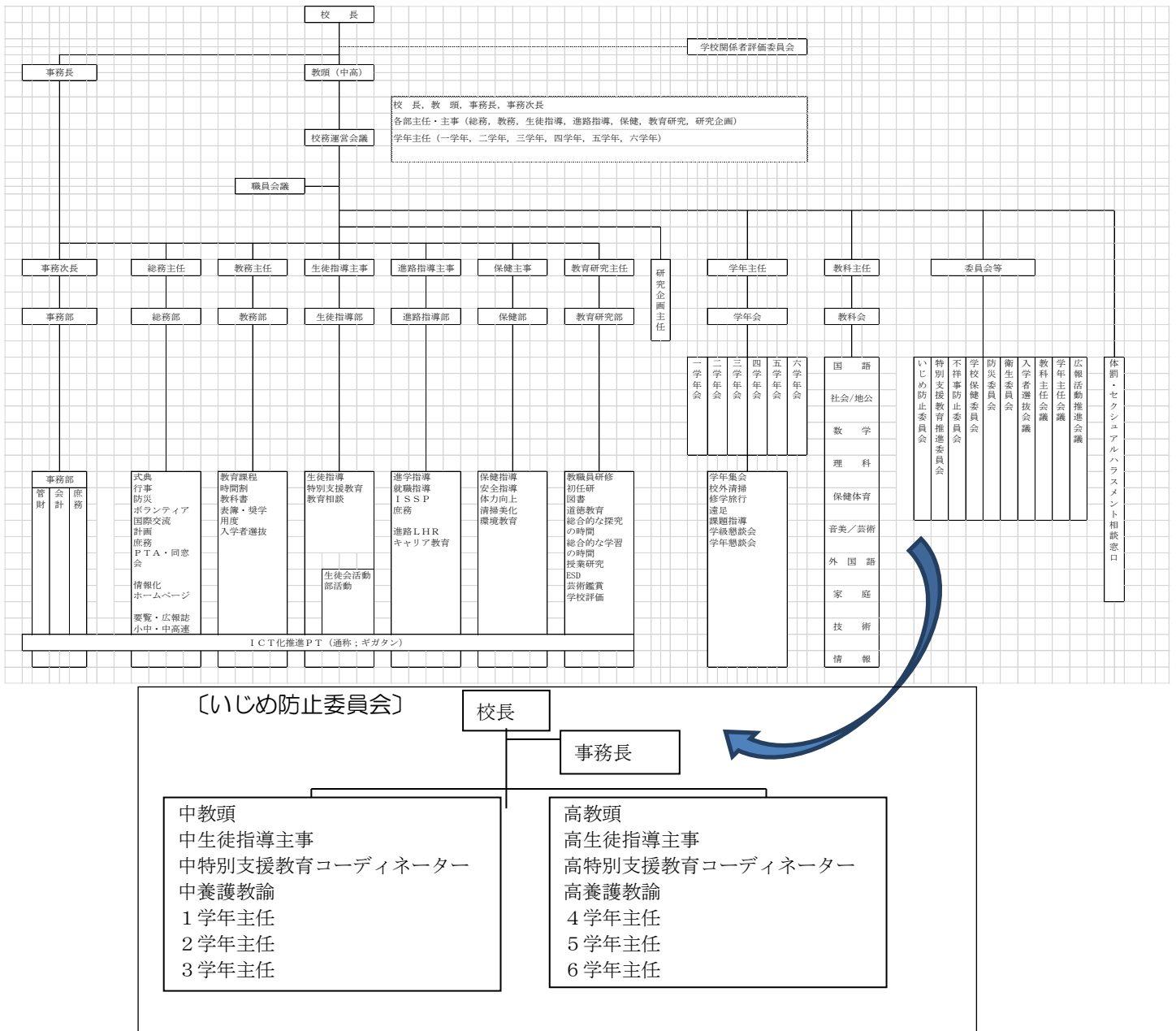
ア いじめの防止については、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなることを目指して行う。

イ いじめの問題への対応は、学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むことなく、学校が一丸となって対応する。

ウ 家庭と十分な連携をとりながら、いじめの中には、警察等関係機関と早期の連携が重要となるものがあることを十分認識して取り組む。

4 施体制

いじめの防止等やいじめの対応に関する措置を組織的、実効的に行うため、校内に設置している「いじめ防止委員会」(以下、「委員会」という。)を活用する。



## 5 いじめの防止等に係る具体的な対応

委員会は、次の各項について生徒指導部等と連携を図りながらその円滑な実施について統括する。

- (1) いじめの防止等に係る教育相談体制及び生徒指導体制の構築
- (2) いじめの防止等に係る校内研修計画の策定
- (3) いじめの防止等に係る関係機関連携
- (4) いじめの防止等を目的とする年間計画の策定
- (5) いじめの防止等に係る生徒及び保護者への啓発・広報
- (6) いじめの防止等に係る相談窓口の設置・広報
- (7) いじめを認知した場合の対応プログラムの策定
- (8) 重大事態が発生した場合のプロジェクトチームの編成
- (9) 必要に応じた心理等外部専門家の招聘

## 6 いじめの未然防止等に係る具体的な取組

すべての生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めることがいじめの未然防止につながるととらえ、委員会を中心に学校全体で取組みを進める。

- (1) 未然防止のために
  - ア 学級・学年・生徒会活動を通じて、居場所づくり、絆づくりを行う。
  - イ 全ての生徒が参加・活躍できるわかる授業を行う。落ち着いた授業環境をつくるために授業規律を徹底させる。年間3回の校内授業研究・公開研究会の視点に生徒指導の観点を加える。
  - ウ 中学校では道徳の時間・学級活動の時間に、高等学校ではLHRの時間にいじめについて話し合わせる。また、いじめの問題を自分の問題として受けとめることができるよう、生徒会を中心にいじめのない学校づくりに向け、生徒の自主的な活動を推進していく。
  - エ 文化祭・体育祭等の中高合同行事を通して、社会体験・交流体験の機会をつくり、個々の生徒の発達段階に応じた、集団の一員としての自覚や態度、資質能力を育む。
- (2) 早期発見のために
  - ア 日常の活動での生徒の様子、生活ノートの内容、保健室での様子等を教職員間で交流し、生徒の変化を見逃さない。
  - イ 年間3回のいじめの防止等に係るアンケートを生徒保護者に実施し、あわせて生徒個別面談を行う。また、いつでもどの職員でも相談してよいということを年度当初から周知する。
  - ウ 生徒間のトラブルが、いじめとなっていないか慎重に対応する。

## 7 重大事態への対応

いじめの中には、生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるような重大事態が含まれる。これら重大事態については、「4」のいじめ防止委員会を中核とする「重大事態対応プロジェクトチーム」を編成し、事態に対処する。

### (1) 「重大事態」の定義

いじめの「重大事態」を、法第28条に基づいて次のとおり定義する。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。（児童生徒が自殺を企図した場合 等）
  - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手する。）
- ※ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき

## (2) 具体的な対応

発生事案について、委員会において重大事態と判断した場合は、市教育委員会（以下、「教育委員会」という。）に報告するとともに、全教職員の共通認識の下、いじめられた生徒を守ることを最優先としながら、適切な対処や調査を迅速に行う。

### ア 問題解決への対応

- (ア) 情報の収集と事実の整理・記録（情報集約及び記録担当者の特定）
- (イ) 重大事態対応プロジェクトチーム編成
- (ウ) 関係保護者、教育委員会及び警察等関係機関との連携
- (エ) P T A役員等との連携
- (オ) 関係生徒への指導
- (カ) 関係保護者への対応
- (キ) 全校生徒への指導

### イ 説明責任の実行

- (ア) いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報の提供
- (イ) 全校保護者への対応
- (ウ) マスコミへの対応

### ウ 再発防止への取組み

- (ア) 教育委員会との連携のもとでの取組計画の立案
- (イ) 問題の背景・課題の整理、教訓化
- (ウ) 取組の見直し、改善策の検討・策定
- (エ) 改善策の実施

## 8 取組みの検証と実施計画等の見直しについて

- (1) 委員会において、各学期末にいじめの防止等に係る振り返りを行い、その結果に基づき、実施計画の修正を行う。
- (2) 委員会において、各種アンケート、いじめの認知件数及びいじめの解決件数、並びに不登校生徒数などいじめ防止等に係る具体的な数値を基に、年度間の取組みを検証し、次年度の年間計画を策定する。

